

地区防災計画の策定等について

令和 6 年 1 1 月 1 5 日

危機管理本部

1 地区防災計画について①

(1) 地区防災計画制度の概要

- 地域防災力を高めて、地域コミュニティを維持・活性化することを目的に、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（以下「地区居住者等」という。）が作成する自発的な防災活動に関する計画（平成25年の災害対策基本法改正において新設）
- 各地区の特性や想定される災害等に応じて、計画の作成主体、防災活動の主体、防災活動の対象である地域コミュニティ（地区）の範囲、計画の内容等を地区の特性に応じて、自由に決めることができる

[計画の作成主体・防災活動の主体]

○自主防災組織又は町内会・自治会、本市に事務所を有する事業所など

[地域コミュニティの範囲]

○町内会・自治会、小学校区、マンション単位等

[計画の内容]

○地区内の居住者や要配慮者の状況、昼間と夜間の人口の違いなど、地区の特性を踏まえ、作成

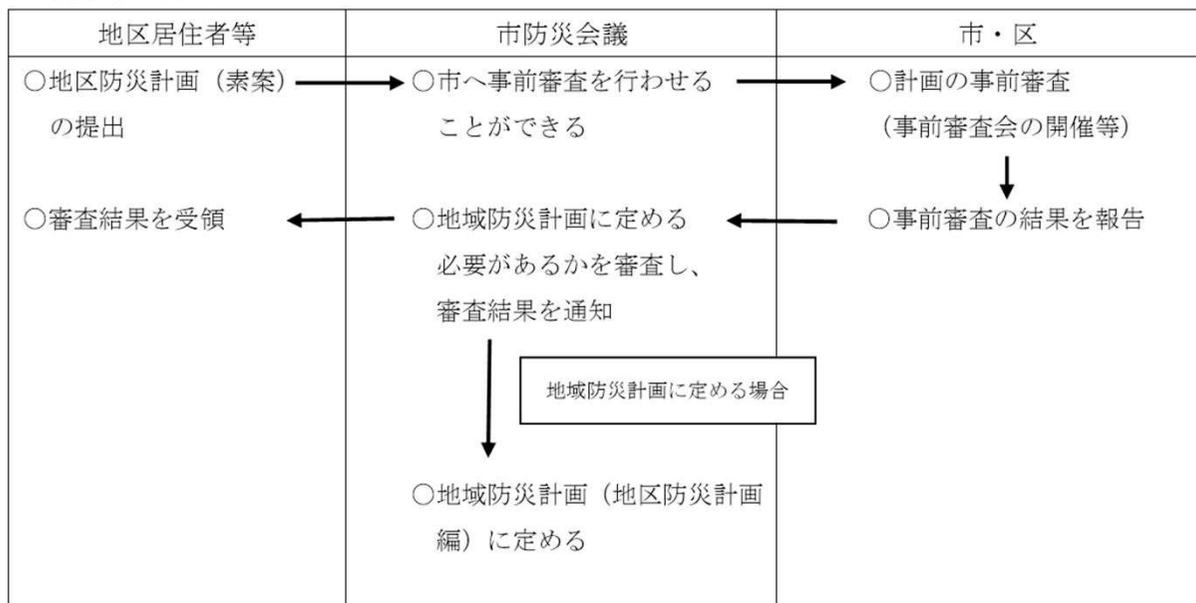
1 地区防災計画について②

(2) 地区防災計画の提案等

○地区居住者等は、共同して、当該地区における防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画(素案)を作成し、地域防災計画に定めることを市防災会議へ提案できる

○市防災会議は、提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画にこれを定める

(提案等の流れ)



2 東小倉地区防災計画について

○幸区・東小倉町内会において検討を重ね、令和6年5月、市防災会議に素案を提出(地区防災計画の提案は**本市初**)

○7月、市の**事前審査会**において、内容を審査(地域防災計画との整合等)

○9月、市防災対策検討委員会(学識者等で構成)に内容を報告

命を守ろう
地域を知ろう
防災を学ぼう

自分のこと・家族のこと・地域のこと

東小倉地区防災計画

東小倉町内会



5 平時と災害発生時の取り組み・活動

日頃の備えと災害発生時および発生のおそれがある場合の取り組み・活動を適切に行います。(東小倉町内会役員によるワークショップより)

	自分・家族 (活動)	隣近所 (活動)	町内会・地域 (活動)	行政への期待
平時	<ul style="list-style-type: none"> タイムムライ内蔵 防災用品の備蓄、点検 避難対策、家族の防災等 カーナビの更新 防災の備えを継続しない 防災用品の備蓄と点検 非常時発生時のストロのアップ 避難場所の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 話し合いによる 防災訓練の実施(1月) 防災用品(防災靴やSNS)の点検 日頃のあいさつ 出でられない人に声 この間に避難入るまで 月1回家の前をおろしする 	<ul style="list-style-type: none"> 年間計画 防災訓練の実施(1月) 防災用品(防災靴やSNS)の点検 防災の備えに関する取組でも 防災用品の備蓄と点検 防災用品の備蓄と点検 防災用品の備蓄と点検 防災用品の備蓄と点検 防災用品の備蓄と点検 	<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練の開催(1月) 防災用品(防災靴やSNS)の点検 防災用品の備蓄と点検 防災用品の備蓄と点検 防災用品の備蓄と点検 防災用品の備蓄と点検 防災用品の備蓄と点検 防災用品の備蓄と点検
発災前 (水害の場合)	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の確認 テレビ、ラジオで情報を得る ハザードマップの確認 	<ul style="list-style-type: none"> 声かけ(避難経路など) 避難の先に避難所へ避難して 声かけを繰り返す 声かけの回数を確認する 声かけの回数を確認する 声かけの回数を確認する 	<ul style="list-style-type: none"> 町長への連絡 SNSでの伝達 町民への連絡 町民への連絡 町民への連絡 町民への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示 避難所の確認 避難所の確認 避難所の確認 避難所の確認 避難所の確認
発災時	<ul style="list-style-type: none"> 安全確保 避難経路の確認 避難所への避難 避難所への避難 避難所への避難 	<ul style="list-style-type: none"> 声かけ(避難経路など) 避難の先に避難所へ避難して 声かけを繰り返す 声かけの回数を確認する 声かけの回数を確認する 	<ul style="list-style-type: none"> 町長への連絡 SNSでの伝達 町民への連絡 町民への連絡 町民への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示 避難所の確認 避難所の確認 避難所の確認 避難所の確認
発災後 当日～3日後	<ul style="list-style-type: none"> 家族の安否確認 117で安否確認の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の確認 避難所の確認 避難所の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 町長への連絡 SNSでの伝達 町民への連絡 町民への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示 避難所の確認 避難所の確認
復旧・復興時	<ul style="list-style-type: none"> 物資支援の確認 物資支援の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 町長への連絡 SNSでの伝達 町民への連絡 町民への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 町長への連絡 SNSでの伝達 町民への連絡 町民への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示 避難所の確認 避難所の確認

コラム「非常食って何を用意すればいい?」

「最低 3日、できれば 7日分用意しましょう」とは聞くものの、どんなの食とどのくらい用意すればいいのでしょうか?

水: 1日 3L × 3日 = 9L (1人当たり 9L)
 食料: 1日 3食 × 3日 = 9食 (1人当たり 9食)
 [3日分の例]

- ごはん 4～5食分 ●ビスケット 1～2箱分
- 紙チヨコレート 2～3枚分 ●カンパン 1～2缶 ●缶詰 2～3缶

3 地域防災計画 地区防災計画編について

(1) 地域防災計画「地区防災計画編」の新設

- 市防災会議において、本市地域防災計画に東小倉地区防災計画を定めることとした場合は、地域防災計画に「地区防災計画編」を新設し、同編に計画の名称、団体名等を記載、計画本編は、地域防災計画資料編に掲載

(2) 今後の取組

- 取組体制の整備や地域課題の抽出、計画案の作成などのプロセスを地区居住者等が主体となって進める中で地域の防災力の向上が期待できる



- 市は、地域の状況を踏まえながら各区役所と連携して相談対応等の支援に取り組むとともに、地域防災計画に定めた地区防災計画の事例を広く周知・啓発していく



4 今後の予定

令和 6年 11月15日	市議会総務委員会 所管事務報告
令和 7年 2月	<u>川崎市防災会議</u> <u>(地域防災計画に定めるかを審査)</u>
	計画公表、市議会机上配布、報道発表

命を守ろう
地域を知ろう
防災を学ぼう

自分のこと・家族のこと・地域のこと

東小倉 地区防災計画

1 計画策定の目的

～命を守る 家族ぐるみ、近所ぐるみ、地域ぐるみの防災計画～

この防災計画は、東小倉に住んでいる住民の命を、地震や風水害等の大きな災害から守るために策定するものです。

策定に当たっては、住民の声を広く集約・反映させるとともに、現役世代も含めた地域全体で、この計画を実行できるような体制づくりを目指します。

- 一人ひとり、一軒一軒の防災力を高める。
- 近隣住民連携での防災対応力を強化する。
- 地区・地域全体の防災体制を整備する。

2 策定に当たっての基本方針

自助・互助・共助・公助:まずは自力で対応、次いで互助・共助・公助という認識に基づく視点で計画を策定し、具体的な活動に結びつけることが重要です。



「公助の面では、「行政との協力・連携」即ち、これまで培ってきた幸区役所との緊密な関係を維持・強化していきます。また、幸区地域防災計画に基づく防災活動と東小倉地区防災計画に基づく防災活動とが連携して、共助の強化による地区の防災力が向上するよう幸区役所へ提案を行っていきます。

■ 地区の特性

● 東小倉地区の人口、世帯数、海拔や主な河川(2023年12月末日現在)

人 口	2,638人(男1,324人 女1,314人)
世 帯 数	1,356世帯
海 抜	海拔 約5m
河 川	多摩川、鶴見川

● 立地特性

- ・最寄り駅は南武線鹿島田駅及び矢向駅、横須賀線新川崎駅であり利便性は高い。
- ・東西を JR 南武線と JR 横須賀線に挟まれた地区であり、線路を越えて移動する場合は、踏切や陸橋などを渡る必要がある。
- ・市営バスの通りもあり日頃は交通の便が良い地区である。
- ・東西 1-2km 圏内に多摩川と鶴見川・矢上川が流れている。

< 東小倉地区が持つ利点や強み >

- 東小倉小学校:軌道、幹線道路などで分断されず平地での移動が可能な避難所の存在
- しゃんぐりら(特養老人ホーム):二次避難所としての機能の期待
- パークシティ新川崎:敷地内の公開空地や公園などの利活用の可能性
- どりーむ東小倉保育園:災害時等における連携協力の可能性
- 区役所へ行きやすく、また行政との連携が行い易い

< 東小倉地区が抱える課題 >

- 脆弱なインフラ=自前の会館、商店街、神社仏閣、市営住宅、企業がない
- 人材の発掘=役員の高齢化、後継者の成り手不足、自主防災組織の要員確保、現役世代や中高生の人材発掘のためのネットワークづくり
- 未加入者対応=集合住宅・アパート住民への加入促進
- 地域の人同士の交流の場づくりや多世代交流のネットワークづくり
- 居住地によっては避難所が遠い
- 集合住宅と戸建住宅地の連携(認識の共有等)

4 取り組み方針

自助・互助・共助・公助の観点に立って、それぞれの取り組みのポイントと考えられるものを列挙します。

- ◎個人(自助)防災意識の共有と日頃の万全な備え、自宅の防災力の向上
- ◎近隣住民(互助)住民相互のコミュニケーション強化、緊急時の連携体制の確認
- ◎町内会(共助):町内会の防災体制の構築、近隣町内会・自治会との緊密な連携
- ◎行政等(公助):市・区との情報共有・支援体制の明確化、適切な避難所の運営

また、以下の3つの項目については、東小倉地区で特に重要な対策です。

- ①次世代の人材発掘と育成:非常時の活動に不可欠な現役世代の人材の支援確保
子ども会・PTAの保護者や防災に関心を持つ中高大生世代(特に地元の学校に通う中学生)からの理解・協力を得るよう働きかけていきます。
- ②近隣組織との連携協力体制の検討:地域内や近隣の事業所、福祉施設、商店街、企業等
災害時には、地域内や近隣にある、事業所や商店街、福祉施設等との情報共有や協力体制の構築が重要だと考えています。私たちの地域には、コンビニエンスストアや駐車場、大規模事業所、近隣商店街などがあり、こうした事業所等との連携など検討を進めていきます。
- ③要支援者対策:自主防災組織(町内会)役員、民生委員では対応しきれない事態を想定した対策
災害時に適切な対応ができるように、互助の観点から近隣住民の助け合いに期待するとともに、地域施設(しゃんぐりらなど)への協力依頼も進めていきます。

コラム「まちあるきでの考察」

いざというときに役立つ「人」「もの」「場所」
そして「危険な場所」を探す

町内会・PTA・子供会が参加。大人と子供が入り交じり、東小倉の地域を①小倉陸橋コース ②塚越踏切コース ③矢向駅コースの3チームに分かれ、まちあるきを行い、様々な発見ができました。

<新たな視点であらゆる可能性を考える>

- ・焼肉屋さんの七輪が防災に使えるかも
- ・力持ちの人が助けてくれるかも
- ・ペットショップの動物は癒しになるかも
- ・工場のジャッキで瓦礫を持ち上げられる
- ・ローソンに協力してもらえたら・・・

あまり資源のない地域だと思っていた人が多かったのですが、たくさん出てきました。そして、「企業やお店とお祭りなどで交流できたら」など、資源を活かすアイデアも聞こえてきました。



5 平時と災害発生時の取り組み・活動

日頃の備えと災害発生時および発生のおそれがある場合の取り組み・活動を適切に行います。
(東小倉町内会役員によるワークショップより)

	自分・家族 (自助)	隣近所 (互助)	町内会・地域 (共助)	行政への期待 (公助)
平時	<ul style="list-style-type: none"> ●マイタイムライン作成 ●防災用品の確認、用意 ●耐震対策、家具の固定等 ●ローリングストックを心掛ける ●風呂の水を排水しない ●家族間の連絡方法と集合場所の確認 ●非常持ち出し品のリストのチェック ●避難場所の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ●顔見知りになる →きっかけづくりをする ●2階に居住の車いす使用者への対策を考える ●日頃からあいさつ ●(出てこられない人には) こまめに手紙を入れてみる ●月1回家の前をおそうじする 	<ul style="list-style-type: none"> ●年間計画 ●防災訓練の実施(11月) ●啓発啓蒙(回覧板やSNSでの広報・防災標語)掲示板に貼出 ●地域防災の推進PR ●危険個所の点検 ●地域防災を考え人員の補充(昼・夜) ●近隣企業や施設との協力的体制構築 ●社員寮との協力 ●避難場所の確認 ●住民の意見を聞く機会 	<ul style="list-style-type: none"> ●防災関連資料の配布(ローリングストックの仕方など) ●安全な避難経路の各戸配布 ●住民への広報活動と配布資料の作成に関する経済面も含めた支援 ●事務所やいっとき避難所を保有していない町内会への代替施設の提供 ●道路が狭く、横道がない道の整備 ●区職員等との連携強化
発災前 (水害の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●避難の判断 ●テレビ、ラジオで情報を得る ●ハザードマップの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●声かけ(避難情報など) ●近所の方に自宅へ避難してきて良いと声をかけてあげる ●顔見知りの人と相談する ●戸建ての家の荷物上げの手伝いに行く 	<ul style="list-style-type: none"> ●班長への連絡 ●SNSでの広報 ●幹部との連絡 ●高齢者の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難指示 ●指示内容の周知徹底 ●スピーカーが聞こえにくいのでより分かりやすい広報手段の採用
発災時	<ul style="list-style-type: none"> ●安全確保 ●高齢者宅の対応策検討 ●自宅を離れるときはブレーカーを落とす、ガス栓をしめる ●自分と家族の安全確認 	<ul style="list-style-type: none"> ●安否確認(至近) ●ハンカチや旗を出す(無事のサイン) ●発災時の声掛け 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所開設 ●世帯台帳・人材台帳の用意 	<ul style="list-style-type: none"> ●支援の要請 ●避難所開設(要請) ●情報収集・発信、伝達 ●ライフラインの復旧 ●災害時の人命救助
発災後 当日～3日後	<ul style="list-style-type: none"> ●家族の安否確認 ●171で安否情報の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所の案内 ●食材の買い出しローテーションを組んでむだをなくす 		
復旧・復興時		<ul style="list-style-type: none"> ●物資支援情報共有 ●不足品の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所運営(他自治会との連携) ●在宅避難家庭への情報提供やサポート 	<ul style="list-style-type: none"> ●防災計画策定後も町内会に対する継続的な支援

コラム「非常食って何を用意すればいい？」

「最低3日、できれば7日分用意しましょう」とは聞くものの、どんなものをどのくらい用意すればよいのでしょうか？

水:1日3ℓ×3日間=1人当たり9ℓ

食料:1日3食×3日間=1人当たり9食分

【3日分の一例】

●ごはん4～5食分 ●ビスケット1～2箱分

●板チョコレート2～3枚分 ●カンパン1～2缶 ●缶詰2～3缶



6 防災力を高める4つのこと

■自分や家族でできること【自助】

○危険箇所等の確認・対策

日頃から家族でコミュニケーションを取り、町内マップなどで自宅周辺の危険箇所を確認するなど、情報を集めていきます。

○避難経路・避難場所の認知度 100% を目指す

家族が集まる避難場所や、工作中・授業中など外出時に被災した場合のそれぞれの集合場所を確認し、避難経路は複数のルートを考えておくなど情報を共有していきます。

○自宅の安全対策と避難生活への備えを強化する

耐震化や家具転倒防止などの安全対策を各家庭で講じましょう。非常食、常備薬、ライフラインの代替品や電気を使わずに使用できるものを用意しておくよう心がけます。また、食料・飲料水の他、携帯トイレやトイレトーパーなどのトイレ対策も取り入れます。

コラム「まちあるきでの考察」

まちあるきで印をつけた地図と写真を元に、コースごとに「発見した魅力資源ベスト5」と「危険な場所ベスト3」を選び、模造紙にまとめました。世代が違えば見るポイントも変わってくるのが面白いところです。まとめた成果を子供たちが堂々と発表してくれました。

<発見した魅力資源>

駐車場、井戸、防災会社、燻製のお店、電話ボックス、テントが張れそうな公園、コンビニ、目印になりそうな木、掲示板、自販機、プロパンガスなど

<危険な場所>

電柱、ブロック塀、細い道、行き止まりなど



■隣近所でできること【互助】

○初期消火や救出・救援活動等

初期消火に対応できるよう、地域の防災訓練や避難訓練に参加し、消火器訓練を行っておくことや、近隣の消火栓の場所を把握しておくなど心がけます。また、現役世代や中高大生など非常時に体力的に頼れる人の協力体制を整備するよう努めます。

○要支援者の把握と理解

「幸区ご近所支え愛事業」での経験やノウハウを活かすとともに、要支援者を見守る人員の確保に努めます。近所の助け合いができるよう「クリーンアップ東小倉」など地域の行事に合わせて茶話会を開くことや、まちにベンチを置いて気軽に集える場所を作るなどコミュニケーション・情報収集の場づくりを検討していきます。また、災害発生時には近隣への声掛けや安否確認を心がけます。

■町内会や地域で行うこと【共助】

○災害時の組織体制や役割の確立

自主防災組織の組織体制が未整備なので、今後、この計画策定を契機として、班編成を補強する形で整備を進めます。

○地区防災組織の整備

各地区の班長及び災害時の活動に協力していただける防災協力員を「地区防災組織」として自主防災組織内に整備します。

○発災時に避難所の運営を行えるようにします。

○要支援者の支援

「要援護者避難支援制度」に基づく自主防災組織(町内会)民生委員の支援だけでは対応しきれないので、広く“支援の必要な人”を対象にサポートできる人の協力体制の構築に着手します。若い世代の従業員を雇用している地元の会社にも非常時の支援を働きかけます。

○顔の見える関係の構築

自主防災活動への参加や防災訓練・イベントの開催を通じて、町内会での「顔の見える関係」を構築します。

■地域と行政の連携維持・強化のもとで行うこと【公助】

○発災時の避難や救護活動を円滑に行う道路環境等の整備

避難所までの道路の安全面について確認し、必要な安全対策についての提案や、より伝わり易い広報活動の整備について行政と地域が協議、連携し、安全面に配慮した避難行動の確保を目指します。

また、現有の防災倉庫に加えて新たな備蓄倉庫の設置に向けて、候補場所と財源について行政と協議していきます。

○町内や周辺地域も含む連携や協定の検討

いっどき

一時避難場所の確保に向けて候補を選定します。保育園や介護施設さらに商店街や企業等との連携・情報共有、近隣地域(パークシティや塚越三丁目など)との連携強化を図っていきます。また、備蓄品の整備などの避難所機能の充実に努めます。

○行政との連携協力体制の構築

防災訓練に対する人的・物的支援を行うことに加えて、最新の防災に関する情報や日頃の活動から培った知見を提供し、町内会の防災計画をより適切なものに更新していきます。また、「ぼうさい出前講座」やチラシ・パンフレットによる啓発活動や、自主防災組織・町内会への各種補助金制度を活用していきます。

コラム「防災かるた」

東小倉町内会開催の防災イベントのひとつで防災かるたを実施しました。子どもたちは楽しくかるた遊びをしながら、防災の標語などを聞く時間を過ごしました。

防災かるたは幸区から各小学校へ配布されています。



7

防災マイタイムライン

<風水害の場合>

川崎市作成の家族単位の行動計画表です。

ホームページからダウンロードしてご家庭で作成してご活用ください。



わが家のマイ・タイムライン		前日	半日前	数時間前	0時間
警戒レベル	1	2	3	4	5
避難情報	避難情報の意味をガイドで必ずチェックしておきましょう			避難指示	緊急安全確保
必要な行動	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップで自宅の危険を確認 避難を開始するまでに、事前の準備をしておこう 				<ul style="list-style-type: none"> 災害発生！命を守る行動を 大雨特別警報(浸水害)
大雨	大雨注意報	洪水注意報	洪水注意報	洪水注意報	大雨特別警報(土砂災害)
暴風	強風注意報	暴風注意報	暴風注意報	暴風注意報	暴風注意報
高潮	高潮注意報	高潮注意報	高潮注意報	高潮注意報	高潮注意報
土砂災害		土砂災害注意報	土砂災害注意報	土砂災害注意報	土砂災害特別警報

在宅避難や親せき・知人の家への避難など、災害リスクや避難先に応じた備えは、「号外！備える。かわさき第3号」もぜひ参考にしてください

どこで確認できる情報かを書きしておく

ハザードマップとチェックシートで確認した避難先を記入

あなたの避難計画

避難する場所

- × 避難所

避難方法

徒歩10分

家族のうち誰の行動かもわかるようにしておく◎

避難しやすい服装に着替える

○メールニュースかわさきで避難準備警報の受信

○お隣さんに声をかけて、早めに避難を開始！

○避難している持ち物があれば早めに買い足しておく

○お隣のおばあちゃんに、一緒に避難することを伝える

○物干竿、自転車が飛びそうなので家の中へ

○携帯電話の充電

○不足している持ち物をあれば早めに買い足しておく

○お隣のおばあちゃんに、一緒に避難することを伝える

○物干竿、自転車が飛びそうなので家の中へ

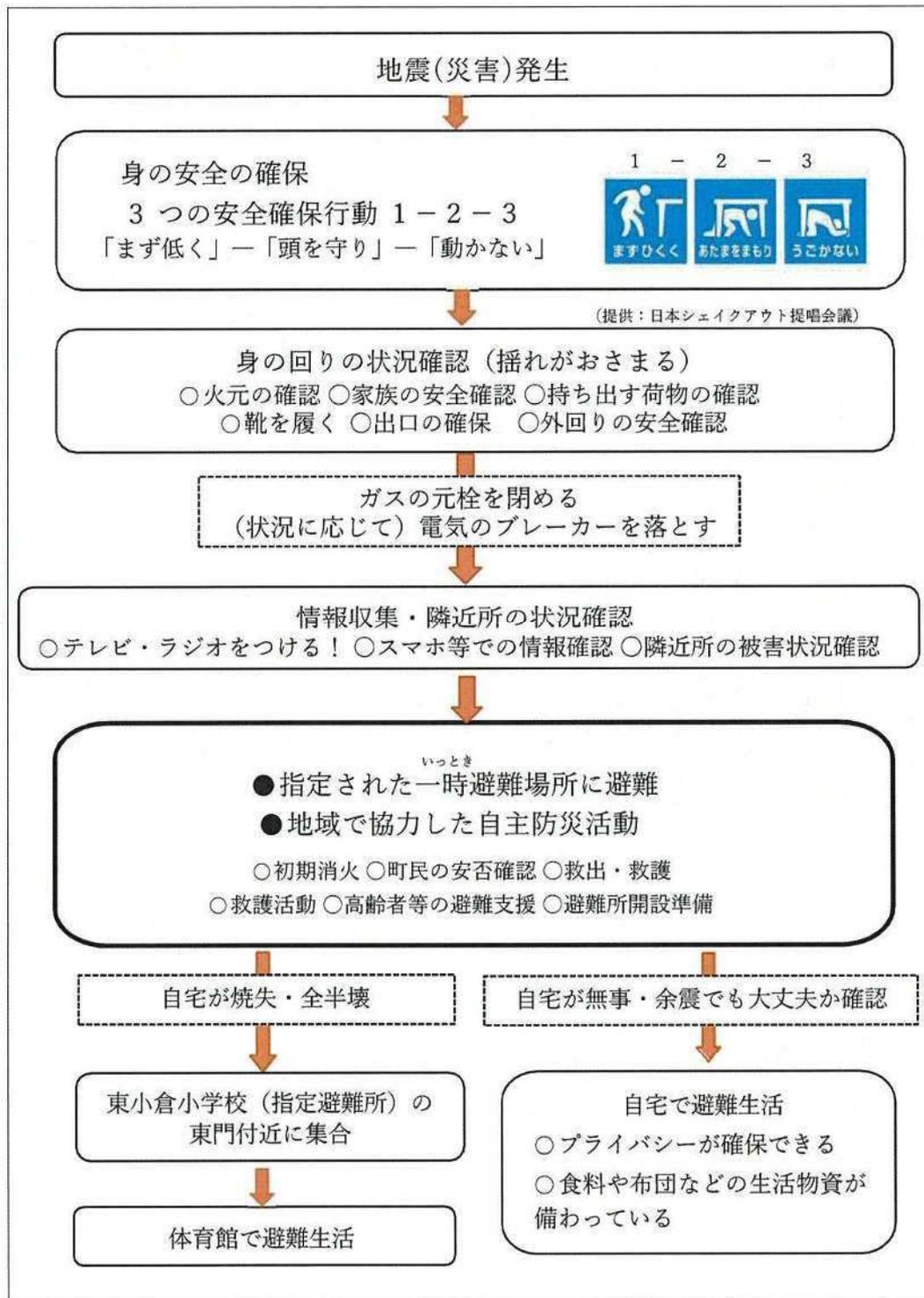
避難をするタイミングを決めた理由や、絶対に忘れたくない持ち物などに自由に記入

避難のポイントメモ

お隣のおばあちゃんと一緒に避難するから、早めの避難が必要！

<地震の場合>

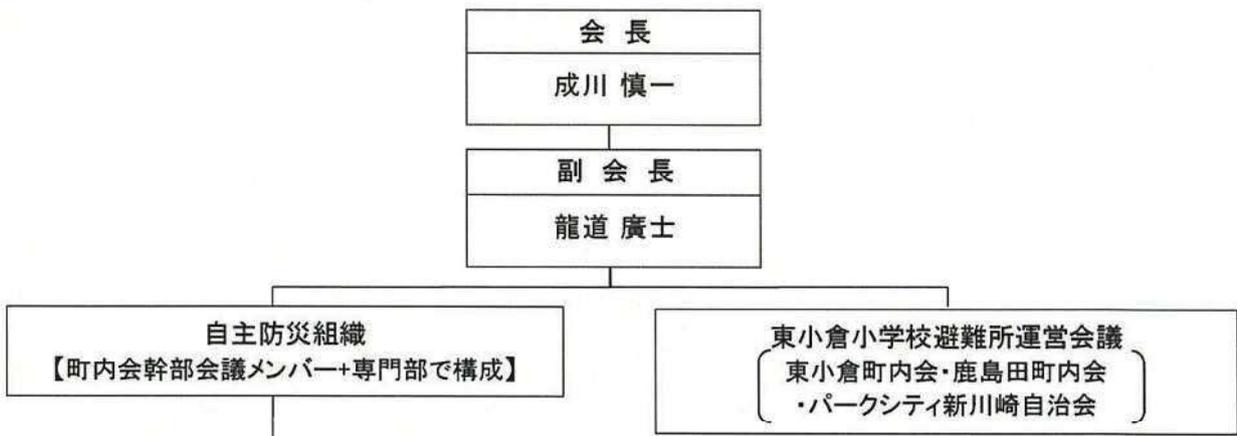
災害時には、各家庭では、次のフロー図のとおり行動することとなります。



8 組織体制と役割

東小倉町内会自主防災組織の組織体制と役割は以下のとおりです。
 各地区の班長及び防災協力員の方々を「地区防災組織」とします。東小倉町内会を3つのブロックに分け、ブロックごとに「本部と班長及び防災協力員」との連携による情報収集、救出救護活動等の仕組みを設けます。

東小倉町内会自主防災組織 本部体制



地区防災組織			
	〈 Aブロック 〉	〈 Bブロック 〉	〈 Cブロック 〉
本部担当	幹部会議メンバー	幹部会議メンバー	幹部会議メンバー
地区(※)	7地区(2) 8地区(5) 12地区(1) 13地区(5) ナイスアーバン(4)	4地区(3) 5地区(1) 6地区(2) 9地区(4) 10地区(3)	1地区(3) 2地区(3) 3地区(2)
情報担当			
救出救護担当	・大きく3つのブロックに分け、ブロックごとに本部と班長・防災協力員との連携による情報収集や救出救護の仕組みを設けます。		
避難誘導担当			

※()カッコ内は、地区の班数

◎各地区の班長・防災協力員について

災害時は、互助・共助による”近隣住民間の相互支援”がとても重要になります。
 令和5年度に災害時における活動について、協力依頼(安否確認や救出救護等)を全町内会員向けに実施し、多くの方に御賛同いただきました。

○この表に実名等の掲載をしません。班の内部では防災協力員を明示・共有します。

○班長及び防災協力員の役割については、以下のとおり明確にします。

- ①情報収集および伝達 (被害状況や本部・避難所との情報収集、伝達など)
- ②救出・救護 (被害者の救出・救護活動と要支援者、要配慮者の避難支援など)
- ③避難誘導 (安全な避難場所の指示や避難経路の声掛けなど)

命を守ろう
地域を知ろう
防災を学ぼう

東小倉地区防災計画

東小倉防災計画

発行者：東小倉町内会 会長 成川慎一

(案)

川崎市地域防災計画

地区防災計画編

(令和6年度策定)

川崎市防災会議

目 次

1 計画の方針

- (1) 計画の目的 1
- (2) 地区防災計画制度の概要 1
- (3) 地区防災計画の提案等 1
- (4) 地区防災計画の活用 2

2 本計画に定める地区防災計画 3

1 計画の方針

(1) 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき川崎市防災会議が作成する計画で、同法第 42 条の 2 の規定に基づく地区防災計画について定めるものであり、自助、共助の精神に基づき、市と連携して行う自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めることを目的とする。

(2) 地区防災計画制度の概要

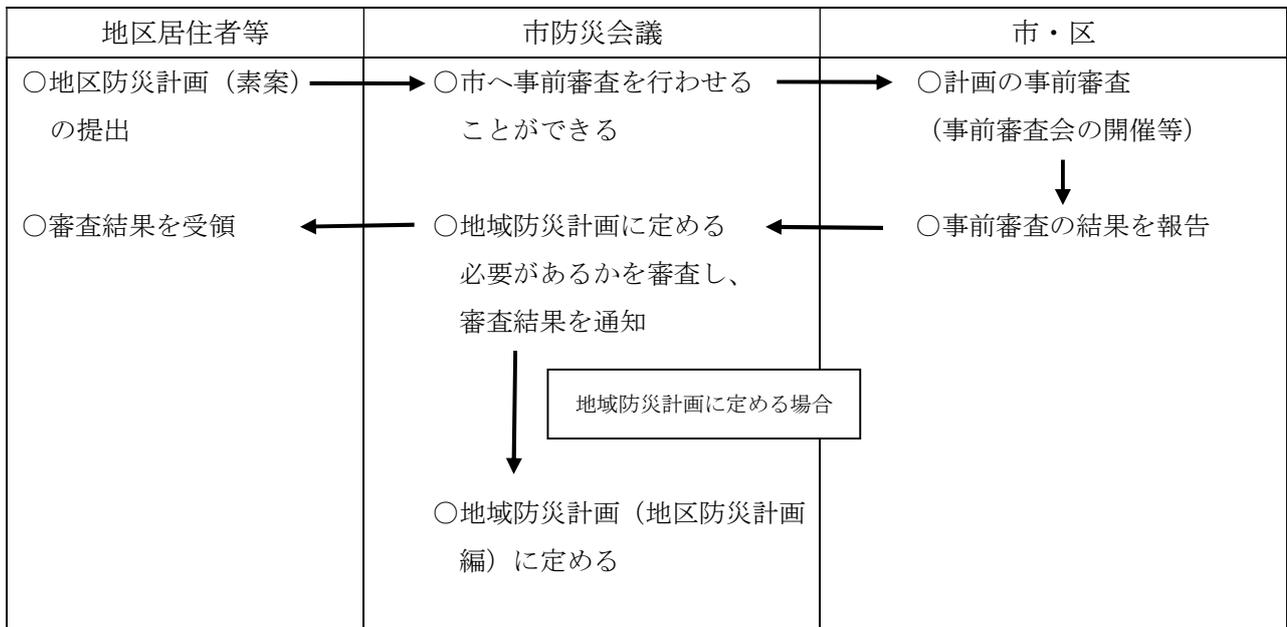
平成 25 年の災害対策基本法改正において、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（以下、「地区居住者等」という。）が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設された。

地区防災計画は、各地区の特性や想定される災害等に応じて、多様な形態をとることができ、また、計画の作成主体、防災活動の主体、防災活動の対象である地域コミュニティ（地区）の範囲、計画の内容等は地区の特性に応じて、自由に決めることができるとされている。

(3) 地区防災計画の提案等

地区居住者等は、共同して、当該地区における防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画を作成し、地域防災計画に定めることを市防災会議へ提案できる。市防災会議は、提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に定めるものとする。

(提案等の流れ)



(資料編 地区防災計画の提案に関する要綱)

(4) 地区防災計画の活用

地域防災計画に地区防災計画を定めた地区居住者等は、平素から調査研究、教育、訓練等により、当該計画の習熟に努め、市及び関係機関はこれを支援するものとする。

また、市は、地域防災計画に定めた地区防災計画についての事例を広く周知・啓発するものとする。

2 本計画に定める地区防災計画

本計画に定める地区防災計画は次のとおりである。

なお、地区防災計画本編は資料編に掲載する。

	名称	策定主体	本計画に定めた年月
1	〇〇地区防災計画	〇〇（〇区）	令和 年 月

(令和7年2月 日 川崎市防災会議決定)

令和6年度策定

川崎市地域防災計画 (地区防災計画編)

編集発行 川崎市防災会議

[事務局] 川崎市総務企画局危機管理室
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
TEL 044(200)0337
